

新型コロナウイルス等の感染症流行下における原子力災害時の防護対策について ～基本的考え方と今後の対応～

令和2年6月 総務部危機対策局原子力安全対策課

新型コロナウイルス等をはじめとした感染症の流行下に原子力災害が発生した場合、防護対策と感染症対策を両立させることが必要であり、次の考え方により対応するものとする。

1 対応の基本

- 避難や一時移転など、防護対策の各過程において、感染者(感染の疑いがある者)とそれ以外との分離をはじめ、一定の距離の確保など、3密(密集、密接、密閉)を避けることを基本にした感染症予防対策を徹底する。
- ただし、放射性物質の放出後における屋内退避やバス避難においては、被ばくを避けることを優先し、換気は行わない。

2 各防護対策における主な具体的対応

<バス避難時>

- ・ 感染者や感染の疑いのある者と、それ以外の者は、別々の車両で避難する。
- ・ バス内では、マスクの着用、間隔を開けた着席、放射性物質放出前は換気を行うなど、状況に応じた対策を講ずる。(バス確保については、引き続きバス協会と連携して行う。)
- ・ 放射性物質放出後において、バスがUPZ圏内を走行中は原則換気を行わない。
- ・ 一定の時間的猶予があるUPZ避難(OIL2)においては、密集を避けるため、感染症蔓延の状況等に応じて、避難のタイミングを分けた分散避難を行う。

<屋内退避時>

- ・ 屋内退避の指示が出ている間は、原則換気を行わない。
- ・ 放射線防護施設等の屋内退避施設では、密集を避け十分な間隔を確保(できるだけ2m、最低1m)するものとし、これが困難な場合には、リスクを考慮しつつ、自宅での屋内退避やUPZ外への避難を行う。

<一時滞在場所や避難先ホテル>

- ・ 被ばくのおそれがないため、十分な換気を含め自然災害時の避難所運営に準じた感染症対策を行う。(北海道版避難所運営マニュアル参照)
- ・ 有事の際、避難先ホテルが感染症軽症者の受け入れ施設となっているなど、既に感染症対策に使用されている場合には、道の調整により代替施設を確保する。

3 今後の取組

当面は、内閣府が示した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を踏まえ、上記の対応について、UPZ13町村や避難先自治体、関係機関との協議を進めながら、地域防災計画や「泊地域の緊急時対応」への反映、原子力防災訓練での実践などを通じて、感染症流行下においても実効性の高い原子力防災体制の構築に取り組む。

令和 2 年度（2020 年度） 原子力防災に係る訓練計画

令和 2 年（2020 年）7 月

道及び関係町村は、次の訓練について実施要領等を作成の上、実施する。
なお、次に掲げる訓練以外についても、必要に応じ、共同または単独で訓練を実施する。

1 北海道原子力防災訓練

(1) 外国人観光客等避難誘導訓練（要素訓練）

■目的：原子力災害時において外国人観光客や在住外国人の避難が円滑に行われるよう、宿泊施設や国際交流団体との連携のもと、外国人への多言語による情報伝達や避難誘導等の訓練を実施し、緊急時の対応手順の確認や防災対策に関する理解促進を図る。

■予定時期：検討中

(2) 総合防災訓練

■目的：防災関係機関が協力して原子力防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図る。

■予定時期：令和 2 年（2020 年）10 月 31 日（土）

(3) 代替オフサイトセンター開設訓練（要素訓練）

■目的：オフサイトセンターが機能不全に陥った場合を想定し、代替オフサイトセンターへの移転に係る意思決定及び開設訓練（要員の移動、通信機器のセッティング、テレビ会議の開催等）を行う

■予定時期：令和 3 年（2021 年）2 月頃

2 通信連絡訓練

■目的：原子力災害時（複合災害含む）の初期対応における通信連絡手順や応急活動を確認し、道及び関係町村担当者の対応能力の向上を図る。

■予定時期：毎月 1 回（原則、第 2 木曜日）

※ 8 月、2 月 連絡会議 2 3 市町村参加及び OFC 要員参集訓練実施。

3 原子力災害現地対策本部図上演習（オフサイトセンター運営訓練）

■目的：関係自治体や防災関係機関の災害対策要員（オフサイトセンター参集要員）を対象に、オフサイトセンターの運用に関する知識・技術の習得・向上を図る。

■予定時期：10 月頭頃

4 緊急時モニタリング訓練

■目的：緊急時モニタリング要員を対象に緊急時モニタリング活動を円滑に実施できるよう、緊急時モニタリングに関する知識・技術の習得を図る。

■予定時期：7～10 月

（教養コース：1 回、専門コース：4 回、総合コース：3 回）

5 町村が行う個別訓練

道は、各町村が実施する個別訓練について、積極的な支援を行う。

令和 2 年度（2020 年度）北海道原子力防災総合訓練について（案）

令和 2 年（2020 年）7 月現在

1 訓練の目的

防災関係機関が協力して原子力防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図る。

2 主 催

北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（道及び 13 町村）

3 実施日時

令和 2 年（2020 年）10 月 31 日（土）9：00～16：00

4 訓練内容（主なもの）

国の原子力災害対策指針で定められた避難の判断基準（EAL, OIL）に基づく、段階的な住民避難を円滑に行うため、次の訓練の実施に向け、関係機関と調整中。

※新型コロナウイルス等の感染症対策を講じた防護措置を実践

（1）意思決定訓練

項 目	主 な 内 容
■ オフサイトセンター運営訓練	○ 国、道、町村等の要員が参集し、住民の防護措置の実施方針の調整・確認を行う
■ 災害対策本部等運営訓練	○ 道、町村の災害対策本部の設置・運営

（2）実動訓練

項 目	主 な 内 容
■ 住民避難訓練	○ 住民の 30km 圏外への段階的な避難の実施
	PAZ 泊村、共和町
	UPZ 岩内町、寿都町、蘭越町、ニセコ町
	○ 実動機関による孤立地域からの住民避難支援 ○ 避難道路の啓開、道路啓開を行う民間事業者の防護対策
孤立地域等を想定した避難	○ 実動機関による孤立地域からの住民避難支援 ○ 避難道路の啓開、道路啓開を行う民間事業者の防護対策
要配慮者避難等	○ 社会福祉施設などへの通報連絡及び避難 ○ 在宅要配慮者の放射線防護施設への屋内退避
一時滞在場所設置・運営 (避難受入自治体)	○ 受入マニュアル等に基づく初動対応の確認 ○ 避難住民の受付・誘導手順の確認
■ 原子力災害医療活動訓練	○ 避難退域時検査及び簡易除染 ○ 安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布 ○ 医療機関への患者搬送と受入施設での医療措置
■ 緊急時環境放射線モニタリング訓練	○ 重点区域内におけるモニタリング活動の実施

5 課題等の整理

訓練に参加した住民に対するアンケート調査、防災関係機関に対する事後調査等により、次年度以降の訓練に向けた課題等を把握・整理する。